

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が農林水産省が所管する特別社団法人又は特別財団法人又は特別財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特別社団法人又は特別財団法人を含む。)	特別な競争参加資格 (※提案者の数が1の場合の記載事項)	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人区分	国認定、都道府県認定の区分					
令和7年度農林水産業等に関するイラスト制作業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 互	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月2日	株式会社ブランド総合研究所 法人番号2010401059806	東京都港区虎ノ門1丁目1番20号	会計法第29条の3第4項(企画競争)	-	12,999,800	12,999,800	100.0%	-	-	-	5	0	-	-
令和7年度資源調査・管理体制構築委託事業(水産資源調査に要する調査機器導入等)	支出負担行為担当官 水産庁長官 藤田 仁司	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC 横浜ペイリサーチパーク 6階	令和8年2月5日	資源調査・管理体制構築委託事業共同実施機関 代表機関 国立研究開発法人水産研究・教育機構 法人番号1020005004051	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC 横浜ペイリサーチパーク 6階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	資源調査・管理体制構築委託事業共同実施機関は、国立研究開発法人水産研究・教育機構を中核とし、都道府県(水産試験場)、大学、民間団体で構成されており、資源調査、データ解析、資源評価に対応できる専門家多数在籍しており、本委託事業を実施するために設立された機関で委託事業を遂行できる唯一の機関となるため。	-	1,004,521,000	-	-	-	-	-	-	-	-
令和8年農林水産大臣主催 在京外国公館員等への政策説明会開催業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 互	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月12日	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 法人番号2010701023536	東京都港区芝3丁目23番1号	会計法第29条の3第4項(企画競争)	-	12,997,484	12,997,484	100.0%	-	-	-	2	0	-	-
令和7年度ウナギ人工種苗・完全養殖社会実装加速化事業のうち社会実装促進対策委託事業 共同実施機関代表者 一般社団法人マリノフォーラム21 法人番号010505002105	支出負担行為担当官 水産庁長官 藤田 仁司	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月12日	令和7年度ウナギ人工種苗・完全養殖社会実装加速化事業のうち社会実装促進対策委託事業 共同実施機関代表者 一般社団法人マリノフォーラム21 法人番号010505002105	東京都中央区八丁堀1-5-2	会計法第29条の3第4項(公募)	-	-	60,020,000	-	-	-	-	1	0	-	-
令和7年度輸出環境整備推進委託事業(中国向け水産物輸出のための放射性物質検査緊急対策事業)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 互	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月26日	公益財団法人日本分析センター 法人番号0040005001380	千葉県千葉市稲毛区山王町295番地の3	会計法第29条の3第4項(企画競争)	-	363,978,952	363,978,952	100.0%	公財	国認定	-	2	1	-	-
令和7年度輸出支援プラットフォーム体制強化委託事業	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 互	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月27日	独立行政法人日本貿易振興機構 法人番号2010405003693	東京都港区赤坂1丁目12番32号	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	関係会議により事業の実施者が決定されたことから、公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「財務大臣通知」という。)1(2)の「①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」に基づき、財務大臣通知記1(2)①イ(ハ)「関係会議による国家的プロジェクトにおいて、当該関係決定により、実施者が明示されているもの」を準用し実施者が明示されているものと考えられる。	1,758,410,000	1,758,410,000	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
令和7年度中国における輸出支援プラットフォーム体制強化委託事業	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 互	東京都千代田区霞が関1-2-1	令和8年2月27日	一般財団法人日中経済協会 法人番号9010005016775	東京都港区六本木1丁目8番7号MFPR 六本木麻布ビル6階	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	関係会議により事業の実施者が決定されたことから、公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「財務大臣通知」という。)1(2)の「①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」に基づき、財務大臣通知記1(2)①イ(ハ)「関係会議による国家的プロジェクトにおいて、当該関係決定により、実施者が明示されているもの」を準用し実施者が明示されているものと考えられる。	25,000,000	25,000,000	100.0%	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は、「特別社団法人」をいう。